

苫前町脱炭素推進条例 逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、脱炭素社会への移行に向けた温室効果ガスの排出量の削減等及び気候変動適応策（以下「地球温暖化対策」という。）の推進について、行動の原則を基本理念として定め、住民、事業者及び住民団体並びに町の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定め、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することにより、脱炭素社会を実現し、自然環境の保全、生活の安定及び地域経済の発展を図り、もって現在及び将来の住民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例の規定事項をまとめて記載するとともに、本条例制定の目的として、現在及び将来の住民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与することを示しています。

【解説】

この条例は、令和4年1月に脱炭素社会への移行に向けた姿勢を示すため、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明した「苫前町ゼロカーボンシティ宣言」に基づく条例です。

この条例においては、地球温暖化対策について、基本理念、住民、事業者、住民団体及び町の責務、施策の基本となる事項を定め、住民、事業者及び住民団体並びに町が地球温暖化対策に関する施策を推進することにより、脱炭素社会への移行を目指すことを目的としています。

また、憲法第25条第1項においては「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定し、人間としての生存権を保障しています。この条例においても、地球温暖化対策を行うことが「健康で文化的な生活」を確保する上で極めて重要であるとともに、脱炭素社会の実現後も長期に渡り人々の暮らしや生命に影響を及ぼす気候変動への適応についてもこの条例で推進していくため、現在及び将来の住民の安全かつ健康で文化的な生活の確保を究極的な目的として掲げています。

(他の条例との整合)

第2条 町は、この条例が本町の地球温暖化対策に関する政策の基本的位置を占めるという認識に基づき、その運用に当たっては、この条例に関係し、かつ、基本事項を定める他の条例と相互に整合するように調整を図るものとする。

【趣旨】

本条は、この条例の位置付け及び本町の他の条例との整合を図ることについて定めたものです。

【解説】

この条例が本町の地球温暖化対策に関する政策を進める上で基本的位置を占めることを明確にしたものです。

また、本町の地球温暖化対策に関する政策を実施するに当たっては、基本条例である

「苫前町まちづくり基本条例」などと齟齬が生じないよう、相互に整合するように調整を図る必要があります。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 二酸化炭素排出量実質ゼロ 人の活動に伴って発生する二酸化炭素の排出の量と森林等の吸収源による二酸化炭素の除去の量との均衡がとれた状態をいう。
- (2) 脱炭素社会 二酸化炭素排出量実質ゼロを達成し、かつ、生活の質の向上及び持続可能な経済の発展が可能となった社会をいう。
- (3) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (4) 温室効果ガスの排出量の削減等 温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化等地球温暖化の防止を図るための施策又は取組みをいう。
- (5) 再生可能エネルギー エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号)第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源を利用して得ることができるエネルギーをいう。
- (6) 気候変動適応策 気候変動(地球の大気の組成を変化させる人の活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものをいう。以下同じ。)の影響に適切に対処するための施策又は取組みをいう。

【趣旨】

本条は、この条例における用語を定義しています。

【解説】

人為起源の温室効果ガスの中でも地球温暖化に及ぼす影響が最も大きい二酸化炭素の排出量と吸収量の均衡が達成された状態を「二酸化炭素排出量実質ゼロ」としています。また、二酸化炭素排出量実質ゼロの達成に当たっては、社会全体が二酸化炭素の排出が抑制された生活様式や事業活動へと転換していくことが必要不可欠ですが、短期的な二酸化炭素排出量実質ゼロの達成だけでなく、未来においても持続可能な社会を構築するためには、地球温暖化対策に関する施策や技術によって生活の質自体を向上させるものである必要があるため、これらが総合的に実現した社会を「脱炭素社会」と定義しています。

「地球の大気の組成を変化させる人の活動」とは、工業化時代以降、特に20世紀からの大気中における温室効果ガスの濃度の増加について人間の活動に起因することが極めて高いことがIPCC第5次評価報告書で示されていることを受け、温室効果ガスを増加させる人間の活動全般を指しています。

(基本理念)

第4条 脱炭素社会への移行に向けた地球温暖化対策の推進は、次に掲げる事項を基

本理念として行われなければならない。

- (1) 日常生活及び事業活動において、二酸化炭素排出量実質ゼロが達成されるよう、社会経済システムの転換を図ること。
- (2) 住民、事業者及び住民団体並びに町が、脱炭素社会を実現することの重要性を認識し、それぞれの責務を自覚して積極的に取り組むこと。
- (3) 温室効果ガスの排出量の削減等を図るとともに、社会及び経済の課題の解決に貢献すること。
- (4) 気候変動適応策の推進に資する地域に存する多様な資源を有効に活用するとともに、気候変動適応策を通じ、地域における課題の解決に貢献すること。

【趣旨】

本条は、本町における脱炭素社会への移行に向けた地球温暖化対策の推進についての理想的な姿勢を定めています。

【解説】

第1号は、人為起源の二酸化炭素の排出量実質ゼロを達成するためには、人間が行う日常生活や事業活動における二酸化炭素の排出の抑制及び苫前町の特徴である豊富な自然環境に潜在的に存在する吸収源の活用によって、社会経済のシステムを脱炭素へと大きく転換していく必要があるとするものです。

第2号は、住民、事業者及び住民団体並びに町が、温室効果ガスが要因とされる気候変動の影響への危機感を共有するとともに、将来の世代へと良好な環境を継承するためには脱炭素社会の実現が重要であり、そのためには二酸化炭素排出量実質ゼロの達成が必要不可欠であるとの認識の下、それぞれの責務に基づき、地球温暖化対策の推進に積極的に取り組む必要があるとするものです。

第3号及び第4号は、温室効果ガスの排出の抑制等及び気候変動適応策に取り組むに当たっては、社会経済や地域における課題の解決に貢献する方法で行われる必要があるとするものです。また、「地域に存する多様な資源」とは、苫前町の気象・地形・地理等の自然的資源及び社会経済等の社会的資源などを指しています。

(住民の責務)

第5条 住民は、前条に規定する基本理念（以下単に「基本理念」という。）に基づき、日常生活において、温室効果ガスの排出量の削減等のために 必要な措置を積極的に講じて、脱炭素社会への移行のために役割を果たすとともに、他の者が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、本町における脱炭素社会への移行に向けた地球温暖化対策の推進について、住民の日常生活に伴って生じる温室効果ガス排出が大きく影響することを鑑み、住民の責務を示しています。

【解説】

住民は、日常生活において温室効果ガスの排出の抑制等のため、家庭における節電・節水、廃棄物の減量化、環境負荷の低い設備・機器や移動手段の選択などの取組を積極的に行うことで脱炭素社会への移行のために役割を果たすとともに、住民のみならず、

事業者、住民団体及び行政が行う地球温暖化対策の取組に協力するよう努めることを定めています。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動において、温室効果ガスの排出量の削減等のために必要な措置を積極的に講じて、脱炭素社会への移行のために役割を果たすとともに、他の者が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、本町における脱炭素社会への移行に向けた地球温暖化対策の推進について、事業者の責務を示しています。

【解説】

事業者は、事業活動におけるすべての段階において温室効果ガスの排出の抑制等に積極的に取り組むとともに、住民、住民団体及び行政が行う地球温暖化対策の取組に協力することを定めています。

(住民団体の責務)

第7条 住民団体は、基本理念に基づき、その活動において、温室効果ガスの排出量の削減等のために必要な措置を積極的に講じて、脱炭素社会への移行のために役割を果たすとともに、他の者が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、本町における脱炭素社会への移行に向けた地球温暖化対策の推進について、住民団体の責務を示しています。

【解説】

住民団体は、その活動におけるすべての段階において温室効果ガスの排出の抑制等に積極的に取り組むとともに、住民、事業者及び行政が行う地球温暖化対策の取組に協力することを定めています。また、主に環境保全を目的として活動する住民団体は、地球温暖化対策について住民及び事業者へ意識啓発を行い、地球温暖化対策への参加及び協働を促すよう努めることを定めています。

(町の責務)

第8条 町は、基本理念に基づき、脱炭素社会への移行のための総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとし、地球温暖化対策の策定及び実施に当たっては、地球温暖化対策に関する活動への住民、事業者及び住民団体の参加及び協力を促し、これらの意見を適切に反映させるものとする。

2 町は、住民、事業者及び住民団体が脱炭素社会への意識及び関心を高め、地球温暖化対策に積極的に取り組むことができるよう、社会的気運が醸成されるための取組に努めるとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、町の事務及び事業に関し、地球温暖化対策のために必要な措置を講ずるも

のとする。

【趣旨】

本条は、本町における脱炭素社会への移行に向けた地球温暖化対策の推進について、町の責務を明らかにするとともに、一事業者としての責務を示しています。

【解説】

町は、地球温暖化対策の中核として、各施策について全体として有機的連携を図るとともに、住民や事業者の取組も含め全体として捉えること及び将来を見通して、各施策を体系的に組み立てて実施していくものとしています。そして、施策の実施に当たっては、住民、事業者及び住民団体に参加及び協力を促し、その意見を適切に反映することとしています。そのためには、住民、事業者及び住民団体等の脱炭素社会に対する意識関心を高めるとともに、地球温暖化対策に積極的に取り組めるような環境を整えるなど、必要な措置を講ずるものとしています。

また、町が事業を行う場合は、事業者として解釈されることから、一事業者として地球温暖化対策のために必要な措置を講ずることを定めています。

(地球温暖化対策の施策の方向性)

第9条 町は、基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本として、地球温暖化対策の具体的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 再生可能エネルギーの普及やエネルギーの使用の合理化の促進、温室効果ガスの排出量のより少ない移動手段の選択等、温室効果ガスの排出量の削減に関する施策を推進すること。
- (2) 二酸化炭素の吸収作用及び固定作用を有する森林や藻場等の保全及び活用に関する施策を推進すること。
- (3) 地域の特性を踏まえ、気候変動の影響による被害の軽減又は回避に関する施策を推進すること。

【趣旨】

本条は、脱炭素社会への移行に向けた地球温暖化対策に関する施策を策定及び実施する際の基本方針を定めています。

【解説】

第1の基本方針は、再生可能エネルギーの普及、エネルギーの使用の合理化、移動手段の選択を中心とした、温室効果ガスの排出の抑制です。

第2の基本方針は、森林や藻場等の活用による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化です。

第3の基本方針は、気象・地形・地理や社会経済状況などの地域の特性を踏まえた気候変動適応策です。

(地球温暖化対策実行計画)

第10条 町長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施するため、脱炭素社会への移行に向けた地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策実行計画」という。）を策定するものとする。

- 2 地球温暖化対策実行計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 地球温暖化対策実行計画の実施期間、温室効果ガスの総排出量の削減目標その他地球温暖化対策に関する基本方針
 - (2) 温室効果ガスの排出量の削減等に関する具体的な施策
 - (3) 気候変動適応策
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、地球温暖化対策を推進するために必要な事項
- 3 町長は、地球温暖化対策実行計画を策定し、又は変更しようとするときは、住民、事業者及び住民団体の意見を反映するよう努めるものとする。
- 4 町長は、地球温暖化対策実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

【趣旨】

本条は、町長が、脱炭素社会への移行に向けた地球温暖化対策に関する基本的な計画として地球温暖化対策実行計画を策定すること並びに計画に定める事項及び計画策定に伴う手続き等について定めています。

【解説】

町長が、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施するため、地球温暖化対策実行計画を策定することを規定したものです。第1項に策定の目的、第2項に計画の内容、第3項に住民等の意見の反映及び策定手続き、第4項に計画の公表について定めています。

地球温暖化対策実行計画は、「地球温暖化対策に関する基本的な計画」として、町内部の調整を行い、町長の決裁を経て定めるものであり、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画」及び気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」に位置づけるものです。

この計画は、地球温暖化対策に関する本町の課題を明確にし、目標を定めるとともに施策の方向性を位置付けることで、施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

(再生可能エネルギーの普及の促進)

第11条 町は、再生可能エネルギーの利用の拡大を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 再生可能エネルギーの導入を促進するための施策
- (2) 再生可能エネルギーである電気又は再生可能エネルギーである電気に相当するものとして環境価値が付与された電気の購入を促進するための施策
- (3) 再生可能エネルギーに相当するその他のエネルギーの利用を促進するための施策

【趣旨】

本条は、基本方針に基づく地球温暖化対策に関する具体的な施策として、再生可能エネルギーの普及促進について定めています。

【解説】

第1号では再生可能エネルギーの導入促進について、第2号では再生可能エネルギー電気等の購入促進について、第3号ではその他の再生可能エネルギーの利用の促進について定めています。

「再生可能エネルギー電気に相当するものとして環境価値が付与された電気」とは、FIT（固定価格買取制度）対象の再生可能エネルギー電源の電気のうち、非化石証書により環境価値が付与された電気のことを指しています。

「再生可能エネルギーに相当するその他のエネルギー」とは、第3条で定義したエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律で定める再生可能エネルギー以外のもの（海洋エネルギーなど）を指しています。

（エネルギーの使用の合理化）

第12条 町は、日常生活及び事業活動に伴うエネルギーの使用の合理化を促進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- （1） エネルギーの消費量がより少ない電気、ガスその他のエネルギーに係るエネルギー消費機器の優先的な購入を促進するための施策
- （2） エネルギー消費機器及び水道水の適切な使用により、これらの使用に伴うエネルギーの消費量を抑制するための施策
- （3） エネルギー消費量がより少ない役務を優先的に利用するための施策

【趣旨】

本条は、基本方針に基づく地球温暖化対策に関する具体的な施策として、エネルギーの使用の合理化について定めています。

【解説】

第1号では省エネルギー機器の購入の促進について、第2号ではエネルギー消費機器及び水道水の使用の適正利用によるエネルギー消費量の抑制について、第3号では省エネルギーな役務（土木工事、修繕、運送、保管、印刷、広告、仲介、興行、宿泊、飲食、技術援助、情報の提供、便益、出演、著述その他のサービス）の優先的利用について、第4号では事業者への環境マネジメントシステムの普及の促進について定めています。

「その他のエネルギー」とは、ガソリン、軽油、灯油等の二次エネルギーを指しています。

（移動手段の選択等による温室効果ガスの排出量の削減）

第13条 町は、移動手段の選択等による温室効果ガスの排出量の削減を促進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- （1） 自動車等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）を使用する者の公共交通機関、自転車及び徒歩その他温室効果ガスの排出量の削減に資する移動手段の利用への転換を促進するための施策
- （2） 温室効果ガスを排出しない自動車等又は温室効果ガスの排出量が相当程度少ない自動車等の導入を促進するための施策
- （3） 電動車等（電気を全部又は一部の動力源とし、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車等をいう。）にエネルギーを供給する設備の設置を促進するための施策

(4) 自動車等を使用する者が環境に配慮した運転を行うことを促進するための施策

【趣旨】

本条は、基本方針に基づく地球温暖化対策に関する具体的な施策として、移動手段の選択等による温室効果ガスの排出の抑制について定めています。

【解説】

「移動手段の選択等」とは、通勤、通学その他の移動において自己の自動車等以外の移動手段を選択すること及び温室効果ガスの排出量がより少ない自動車等の使用を選択することを指しています。

第1号では自動車等から公共交通機関、自転車、徒歩及びその組み合わせ等による温室効果ガス排出抑制に資する移動手段の利用への転換の促進について定めています。

第2号では、温室効果ガス排出抑制に資する自動車等の導入の促進を定めています。「温室効果ガスを排出しない又は排出量が相当程度少ない自動車等」とは、電気自動車、燃料電池自動車などのゼロエミッション車及び天然ガス自動車やプラグインハイブリッド自動車などの低公害車（エコカー）を指しています。

第3号では、電動車等の充電設備等の設置の促進について、第4号ではエコドライブの促進について定めています。

(温室効果ガスの吸収源の利用)

第14条 町は、前3条に規定する温室効果ガスの排出量の削減に関する施策を積極的に実施し、及び二酸化炭素排出量実質ゼロの達成に資するため、住民、事業者及び住民団体の森林や藻場の二酸化炭素の吸収作用及び固定作用に関する理解が深まるよう取り組むとともに、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 森林の適切な保全及び整備並びに市街地における緑化及び農地の適切な保全を推進するための施策
- (2) 藻場の再生、保全及び活用等を推進するための施策
- (3) 地球温暖化対策により削減され、又は吸収された温室効果ガスの量を、他の者の温室効果ガスの削減の量とみなすことができるようにする取引を促進するための施策

【趣旨】

本条は、基本方針に基づく地球温暖化対策に関する具体的な施策として、二酸化炭素の吸収作用及び固定作用を有する森林や藻場等の保全・活用を推進するため、温室効果ガスの吸収源への理解及び利用促進について定めています。

【解説】

第1号では、森林、市街地及び農地のみどりの適切な保全の推進について、第2号では、藻場の再生、造成及び活用等について定めています。藻場については、三方を海に囲まれた苫前町の地理的特性を踏まえ、ブルーカーボン（海洋に生息する海藻等の生物により吸収・捕捉される炭素）の二酸化炭素吸収源としての活用を想定しているものです。

第3号では、まず温室効果ガスの排出量削減又は吸収される取組を行い、排出を避け

られない温室効果ガスについては、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるカーボンオフセットの促進について定めています。

(気候変動への適応)

第15条 町は、次に掲げる気候変動適応策を重点的かつ効果的に推進するものとする。

- (1) 気候変動の影響を踏まえた水害その他の自然災害の予防及び住民啓発を図る施策
- (2) 気候変動の影響を踏まえた熱中症の予防及び住民啓発を図る施策
- (3) 気候変動の影響に関する情報の収集並びに効果的な気候変動への適応に関する調査及び研究

【趣旨】

本条は、基本方針に基づき、地域の特性を踏まえた気候変動影響への適応について定めています。

【解説】

脱炭素社会への移行においては、温室効果ガス排出抑制等の緩和策が必須ですが、気候変動適応策については気候変動の影響を回避・軽減する目的で実施されるもので直接的に地球温暖化を防止するものではないとされています。しかしながら、緩和策を実施したとしても今後中長期的に避けられない気候変動の影響に対しては、その影響に対し損害を回避・軽減し、地域に応じた社会システムを整備することで新しい環境へ適応させていくことが、脱炭素社会への移行と持続可能な社会の構築に重要となることから、この条例により 緩和策と並行して気候変動適応策を推進していくことを規定したものです。

第1号では自然災害の予防及び住民啓発について、第2号では熱中症の予防及び住民啓発について、第3号では気候変動影響の情報収集及び効果的な適応策の調査及び研究について定めています。

(広域的な連携)

第16条 町は、住民、事業者及び住民団体、国、他の地方公共団体及び関係行政機関並びに大学その他の教育研究機関と広域的に連携し、及び協働して、地球温暖化対策の効果的な推進に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、地球温暖化対策の推進に係る広域連携と協働に努めることを定めています。

【解説】

地球温暖化対策の効果的な推進に当たっては、町内に限らず、より広域的に国、他の自治体、大学や研究機関などとの連携及び協働に努めることで、住民等にとって有益であり、効果的な施策の推進が可能となります。

(財政上の措置)

第17条 町は、脱炭素社会への移行に向けた施策を推進するため、必要な財政上の措

置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、脱炭素社会への移行に向けた地球温暖化対策の推進に係る財政上の措置について示しています。

【解説】

脱炭素社会への移行に関する施策は、二酸化炭素排出量実質ゼロとなる社会システムへの転換や気候変動への適応における防災等、中長期的な温室効果ガス排出量の削減及び気候変動の影響に対する施策が多く、将来の住民の生活や生命と密接な関係にあるため、財政状況に大きな影響を受けることなく、継続的に実施される必要があります。